

日 薬 業 発 第 107 号
令 和 6 年 6 月 20 日

都道府県薬剤師会 担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会
副会長 森 昌平

特別用途食品（経口補水液）に関する普及啓発資材の活用について
（周知依頼）

平素より本会会務にご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、消費者庁食品表示課より、別添のとおり周知依頼方連絡がありましたのでお知らせします。

特別用途食品は、健康増進法第43条に基づき、病者等の健康の保持・回復などに適するという特別の用途について表示を行うことができ、経口補水液については、経口補水療法で用いられる病者用食品であることから、特別用途食品の許可対象食品とするよう、令和5年5月に「特別用途食品の表示許可等について」（令和元年9月9日付け消食表第296号消費者庁次長通知）の一部改正が行われました。

経口補水液は、一般の清涼飲料水よりも電解質量が多く含まれているため、脱水状態時でない場合又は脱水の原因となる疾患等に罹患していない場合に漫然と使用することにより、健康上の問題を引き起こす可能性があり、また、一般の清涼飲料水と製品の容器・形状が類似しているものが多く、一般の清涼飲料水と誤認して購入・使用されることを防ぐ必要があることから、消費者庁では、今般、特別用途食品（経口補水液）に対する消費者の認知度・理解度向上の取組として、新たに普及啓発資材を作成したとのことです。

特別用途食品については、医師、管理栄養士等からの相談、指導を得て使用することが適当である旨が表示されているほか、使用者が経口補水液を正しく使用するためには薬剤師による関与が必要であると考えます。

つきましては、会務ご多用のところ誠に恐縮ですが、貴会会員にご周知くださいますようお願い申し上げます。

なお、本資材につきましては、以下のとおり本会ホームページにも掲載しておりますこと申し添えます。

日本薬剤師会ホームページ > 日本薬剤師会の活動 > 食品（いわゆる「健康食品」等） > 特別用途食品について

https://www.nichiyaku.or.jp/activities/food_for_special_dietary_uses/index.html

事務連絡
令和6年6月6日

公益社団法人 日本薬剤師会 御中

消費者庁食品表示課

特別用途食品（経口補水液）に関する普及啓発資材の活用について
（周知依頼）

日頃より消費者行政の推進に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

特別用途食品は、健康増進法第43条に基づき、乳児の発育や、妊産婦、授乳婦、えん下困難者、病者などの健康の保持・回復などに適するという特別の用途について表示を行うことができるもので、その表示について消費者庁長官の許可を受けなければならないと定められており、「特別用途食品の表示許可等について」（令和元年9月9日付け消食表第296号消費者庁次長通知。以下「次長通知」という。）において、医師、管理栄養士等からの相談、指導を得て使用することが適当である旨を表示することとしています。

経口補水液については、経口補水療法で用いられる病者用食品であることから、特別用途食品の許可対象食品とするよう、令和5年5月に次長通知の一部改正を行いました。

他方で、経口補水液は、一般の清涼飲料水よりも電解質量が多く含まれているため、脱水状態時でない場合又は脱水の原因となる疾患等に罹患していない場合に漫然と使用することにより、健康上の問題を引き起こす可能性があり、また、一般の清涼飲料水と製品の容器・形状が類似しているものが多いことから、一般の清涼飲料水と誤認して購入・使用されることを防ぐ必要があります。

以上のような状況に鑑み、特別用途食品（経口補水液）に対する消費者の認知度・理解度向上の取組として、今般、新たに下記の普及啓発資材を作成しました。つきましては、本資材について周知・広報に格別のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

・添付 パンフレット「ご存じですか？経口補水液の知識」

・電子データ掲載先（消費者庁ウェブサイト）

①ご存じですか？経口補水液の知識（パンフレット）

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/foods_for_special_dietary_uses/assets/food_labeling_cms206_20240430_07.pdf

②経口補水液ってなに？（動画）

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/foods_for_special_dietary_uses/movie_001



①ご存じですか？経口補水液の知識
（パンフレット）



②経口補水液ってなに？
（動画）

以上

消費者庁 食品表示課
保健表示室
担当 松浦、挽地
TEL : 03-3507-8800
E-mail : g.eiyou@caa.go.jp

ご存じ
ですか？

経口補水液の知識

経口補水液とは？

経口補水液は、脱水症のための食事療法として世界保健機関（WHO）が提唱する「経口補水療法」に用いる病者用の飲み物です。

経口補水液には、「特別用途食品」という国の制度で決められたマークがついています。



経口補水液は、脱水時に体内から失われた水と電解質を小腸で素早く吸収できるように、水・電解質※・ブドウ糖等で構成されており、各成分の配合割合が決められています。日常的に使用するのではなく、感染性胃腸炎による下痢・嘔吐に伴う脱水時の水・電解質の補給のために使用しましょう。

※主な電解質としてナトリウムイオンやカリウムイオン等があり、体液の浸透圧を調節したり、神経や筋肉の興奮伝達に関与したりするなど、身体にとって重要な役割を果たしています。

特別用途食品
ってなに？

健康増進法に基づき、国の許可を得て、乳児の発育や、えん下困難者・病者等の健康の保持・回復などに適する特別の用途について表示をした食品です。

知っておこう！

経口補水液 の正しい使い方



Q1. スポーツドリンクと何が違うの？

スポーツドリンクと見た目が似た飲み物ですが、
経口補水液はスポーツドリンクよりも
ナトリウムやカリウムが約3～4倍多く含まれています。

Q2. 暑い日や運動時等、普段の水分補給として使えるの？

一般的なスポーツドリンクなどの清涼飲料水よりも
ナトリウムやカリウムの量が多いため、
脱水状態でない方が普段の水分補給として飲むものではありません。
経口補水液は、医師や管理栄養士等と相談し、指導に沿って使用しましょう。

Q3. 食事制限がある人も飲んでもいいの？

ナトリウムやカリウムの摂取量を制限されている方では、
飲み方を誤ると健康に大きな問題を引き起こすおそれもあるので、
使用前に必ず医師に相談しましょう。
また、ナトリウムやカリウム以外に糖質も含まれているため、
医師から糖質の摂取量の制限を指示されている場合も注意が必要です。

Q4. 熱中症の時に飲んでも良いの？

脱水を伴う熱中症にも効果がある経口補水液もあるので、
パッケージの表示をよく確認しましょう。

特別用途食品（経口補水液）に関するお問い合わせ先
消費者庁食品表示課 03-3507-8800（代表）



動画はこちら